

11 参考資料

参考資料 1

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市△△町□-□

株式会社〇〇
廃棄物自主管理担当者様（フィードバック個票在中）

自主管理事業登録番号 〇〇〇〇

令和8年度
神奈川県廃棄物自主管理事業
フィードバック個票

貴事業場に関する属性データ

【自主管理事業登録番号 〇〇〇〇】

事業場名	株式会社〇〇								
所在地	〇〇市△△町□-□								
当該事業場の従業員数	〇	当該事業場規模(出荷額等)	〇〇百万円	業種分類	① 〇〇業 (対象事業場数:〇〇)				
					② △-〇〇業 (対象事業場数:〇〇)				
令和7年度 計画書、報告書 提出状況	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				
	処理計画書(様式2)		実施状況報告書(様式3)		処理計画書(様式4)		実施状況報告書(様式5)		
	法定	自主	法定	自主	法定	自主	法定	自主	
	〇		〇			〇		〇	

(注1) 業種分類①は、自主管理事業での業種分類を意味し、以降は「業種①」とも表示しています。業種分類②は、日本標準産業分類による業種分類を意味し、以降は「業種②」とも表示しています。

貴事業場の廃棄物発生量と減量化・資源化率

項目	単位	令和7年度実績状況				令和8年度計画				
		貴事業場	業種①平均	業種②平均	全平均	貴事業場	業種①平均	業種②平均	全平均	
産業廃棄物・ 特別管理産 業廃棄物 (汚泥を含む)	減量化・ 資源化率 自己処理 のみ	%	99.6	64.4	64.4	21.0	99.5	64.2	64.2	22.8
	委託処理 を含む	%	100.0	74.6	74.6	83.7	100.0	74.2	74.2	83.6
	発生量	t	169,730	163,758	163,758	24,107	183,327	159,375	159,375	22,046
	発生量原単位	t/百万円	-	-	-	13.3	-	-	-	-

(注2) 減量化・資源化率は、次の計算式によって算出しています。なお、他事業場からの搬入量が多い場合などで、減量化・資源化率が100%を超えるときは100%としています。

減量化・資源化率 = (A.減量化量 + B.資源化量) ÷ ①排出量
A.減量化量 = ④自ら中間処理した量 - ⑥自ら中間処理した後の残量
自己処理のみ : B.資源化量 = ②自ら直接再生利用した量 + ⑧自ら中間処理した後再生利用した量

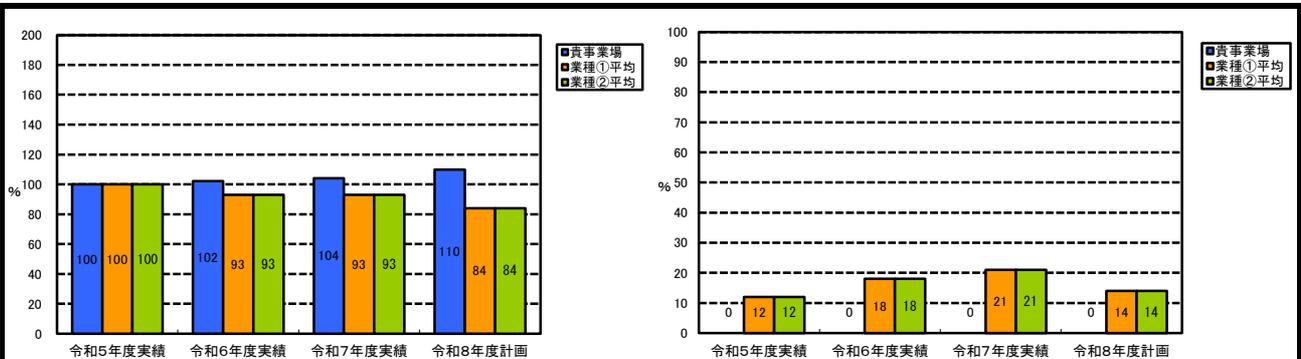
委託処理を含む : B.資源化量 = ②自ら直接再生利用した量 + ⑧自ら中間処理した後再生利用した量 + b-1 自己中間処理後中間処理(再生利用前)委託量 + B-1 直接中間処理(再生利用前)委託量

(注3) 発生量原単位は、次の計算式によって算出しています。事業規模は、製造業では製造品出荷額等、建設業では建設工事元請完成工事高、その他業種では売上高を表しています。なお、当該事業場の事業規模欄が未記入で、全社と当該事業場の従業員数が同じであれば、全社の事業規模を当該事業場と仮定して算出しています。

発生量原単位 = ①排出量 ÷ 当該事業場の事業規模

(注4) 業種平均は、貴事業場と同じ業種分類の事業者が2社以下の場合、数値表記をしていません。

(注5) データの整合性を確保するために一部を修正加工しており、貴事業場の報告データと一致しない場合があります。



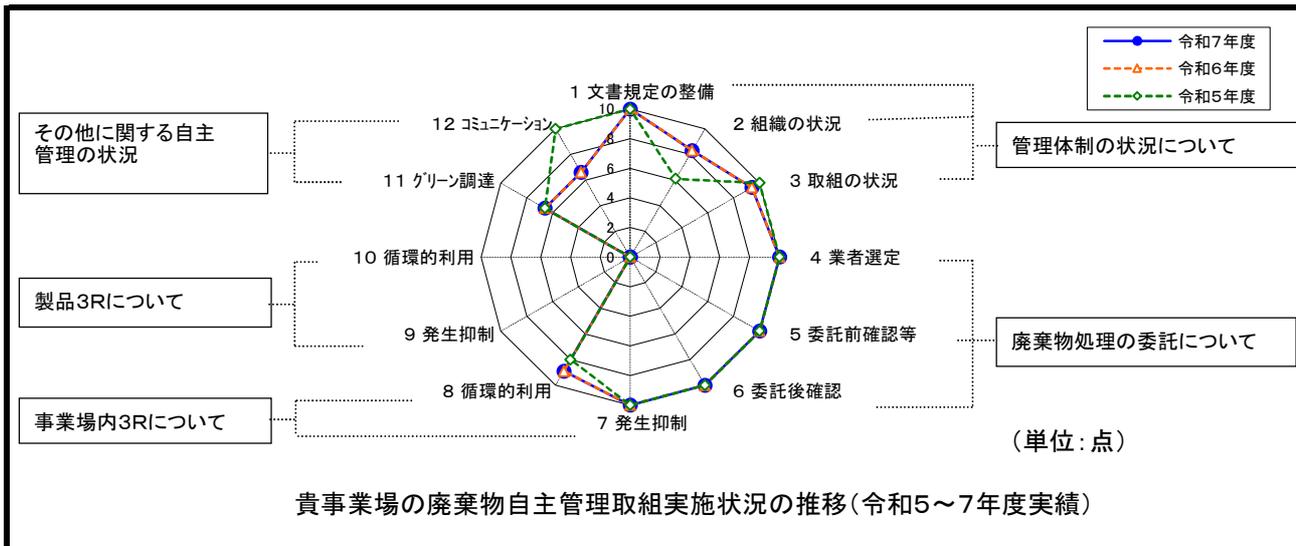
貴事業場の廃棄物発生量の推移
(汚泥は残さず)

貴事業場の減量化・資源化率の推移
(汚泥は除く、委託による減量化・資源化は除く)

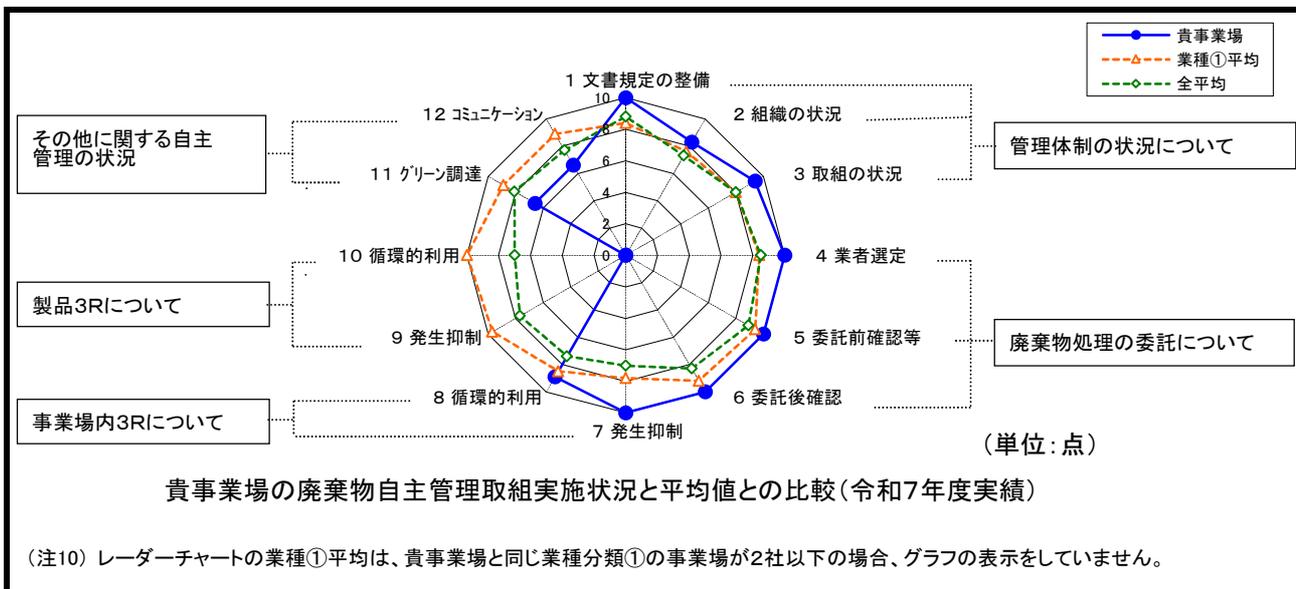
(注6) 図中の発生量は、貴事業場の令和5年度発生量実績値を100とした場合の指数により他年度並びに業種平均値を示しています。令和5年度のデータがない場合には、令和6年度又は令和7年度の実績値を100とした指数を算出しています。

(注7) 業種平均は、貴事業場と同じ業種分類の事業者が2社以下の場合、グラフの表示をしていません。

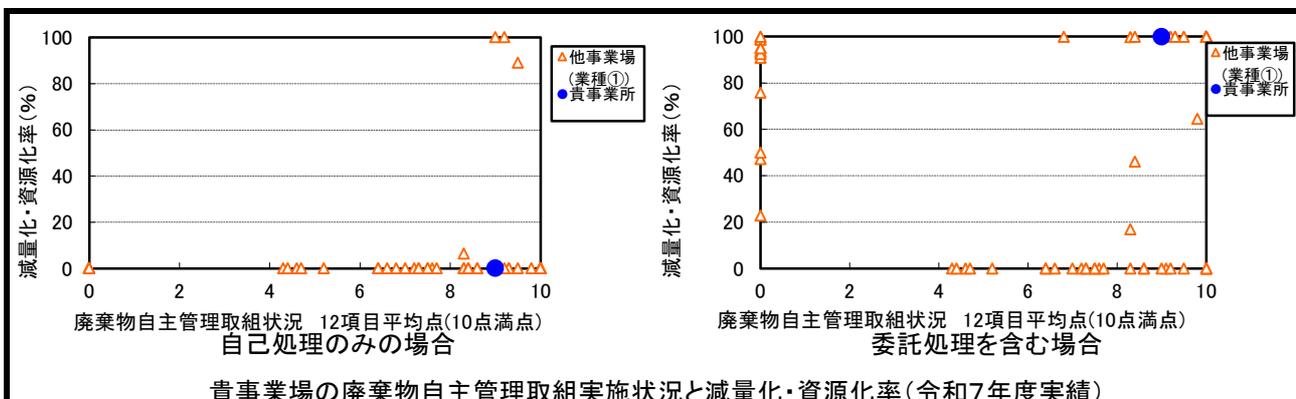
貴事業場の廃棄物自主管理取組状況(建設業以外)



(注9) 項目別に、1(既の実施しており内容も充分である)とご回答をいただいた場合が10点とし、以下、2:6.6点, 3:3.3点, 4:0点として平均点を算出しています。なお、報告書未提出事業場及び「5.該当なし」や空欄回答は、平均値の算出から除外しています。



(注10) レーダーチャートの業種①平均は、貴事業場と同じ業種分類①の事業場が2社以下の場合、グラフの表示をしていません。



(注11) 減量化・資源化率は、汚泥を含めると他の廃棄物の種類に関する対応状況が確認できないため、汚泥分を除外しています。(汚泥を含めた減量化・資源化率は表面の表をご覧ください。)

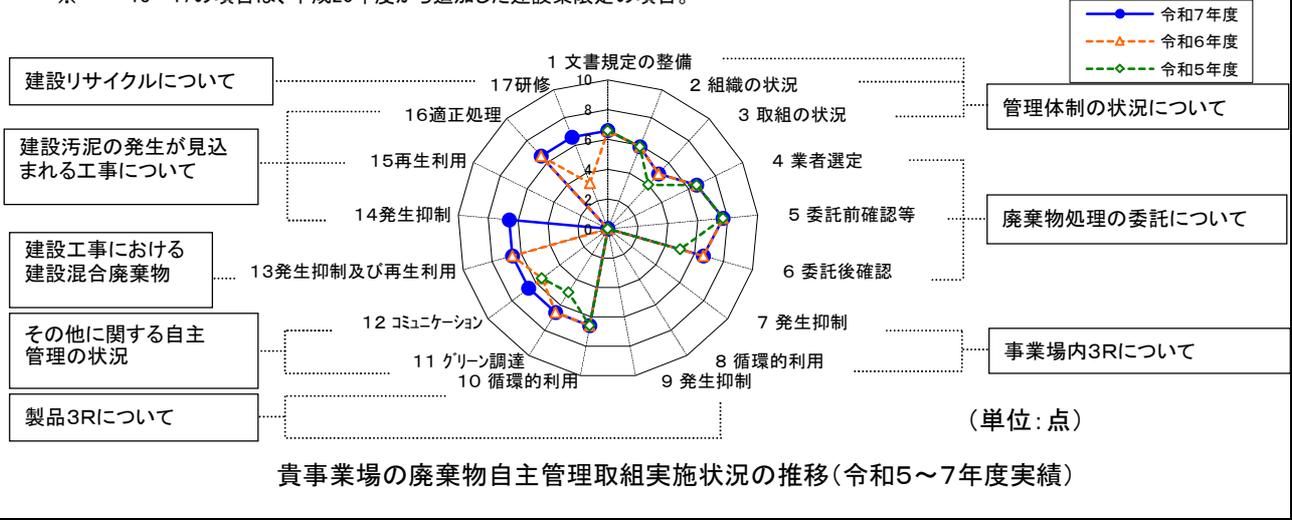
(注12) 減量化は、自己中間処理に伴う減量分です。資源化には、自ら直接再生利用した量、自ら中間処理した後再生利用した量、自己中間処理後中間処理(再生利用前)委託量、直接中間処理(再生利用前)委託量が含まれます。(表面の(注2)参照)

(注13) 廃棄物自主管理取組状況の「5.該当なし」や空欄回答の項目は、平均値の算出から除外しています。

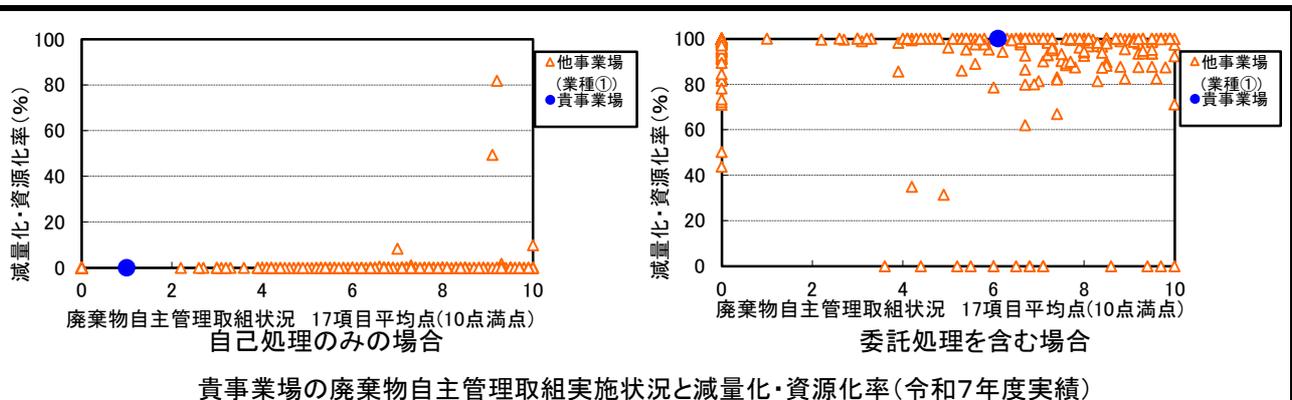
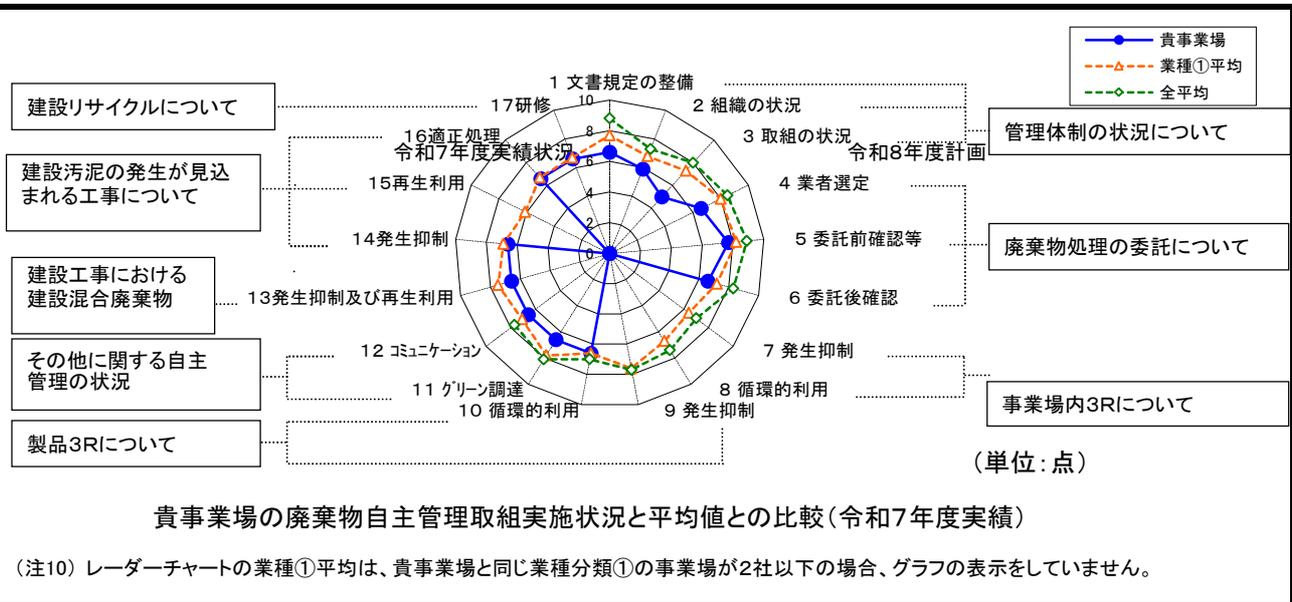
(注14) 様式1の自主管理状況が提出されなかった場合は、廃棄物自主管理取組状況を0点として集計しています。

貴事業場の廃棄物自主管理取組状況(建設業)

※ 13～17の項目は、平成20年度から追加した建設業限定の項目。



(注9) 項目別に、1(既の実施しており内容も充分である)とご回答をいただいた場合が10点とし、以下、2:6.6点、3:3.3点、4:0点として平均点を算出しています。なお、報告書未提出事業場及び「5.該当なし」や空欄回答は、平均値の算出から除外しています。



(注11) 減量化・資源化率は、汚泥を含めると他の廃棄物の種類に関する対応状況が確認できないため、汚泥分を除外しています。(汚泥を含めた減量化・資源化率は表面の表をご覧ください。)

(注12) 減量化は、自己中間処理に伴う減量分です。資源化には、自ら直接再生利用した量、自ら中間処理した後再生利用した量、自己中間処理後中間処理(再生利用前)委託量、直接中間処理(再生利用前)委託量が含まれます。(表面の(注2)参照)

(注13) 廃棄物自主管理取組状況の「5.該当なし」や空欄回答の項目は、平均値の算出から除外しています。

(注14) 図中の発生量は、貴事業場の令和5年度発生量実績値を100とした場合の指数により他年度並びに業種平均値を示しています。令和5年度

参考資料 2

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建築混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立方）。

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置づけであることに留意されたい。

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

出典：平成18年12月27日環境省通知「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」

※ 分類ごとの詳細な重量換算係数（参考値）については、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページで紹介されていますので参考にしてください。

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

業種・品目限定の産業廃棄物

本事業の報告対象となる廃棄物は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物です。一部の産業廃棄物は業種又は品目が限定されています。下表に示す種類は、業種又は品目が限定された産業廃棄物です。同じ種類であっても限定業種以外の業種から発生したものは一般廃棄物になるため、本事業での報告対象にはなりませんので、ご注意ください。品目限定の廃棄物については、どの業種から発生しても産業廃棄物となります。

産業廃棄物の種類	限定業種・品目
紙くず	(業種) ① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ③ 新聞業に係るもの(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ④ 出版業に係るもの(印刷出版を行うものに限る。) ⑤ 製本業及び印刷物加工業に係るもの (品目) ⑥ ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
木くず	(業種) ① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの ③ パルプ製造業に係るもの ④ 輸入木材の卸売業に係るもの ⑤ 物品賃貸業に係るもの (品目) ⑥ PCBが染み込んだもの ⑦ 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
繊維くず	(業種) ① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維 (品目) ③ PCBが染み込んだもの
動植物性残さ	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等を含む。)
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。(畜舎廃水を含む。)
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。

汚泥の発生量の把握時点

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要です。以下の考え方で、発生量の把握時点をとらえてください。

① **製品の生産工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合**

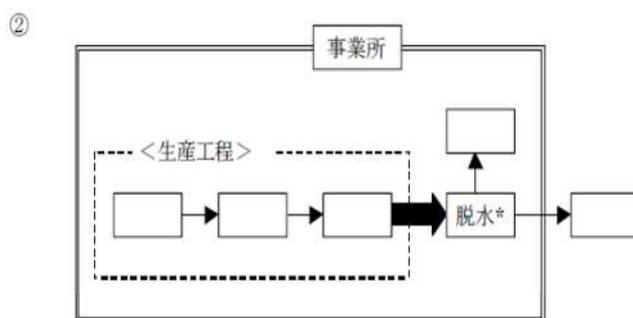
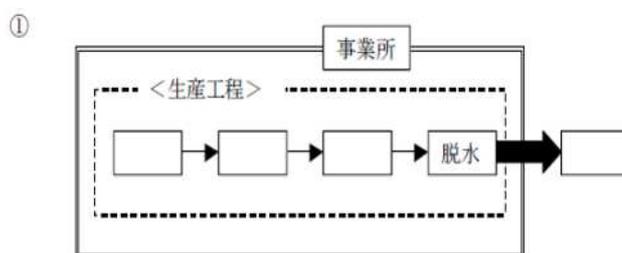
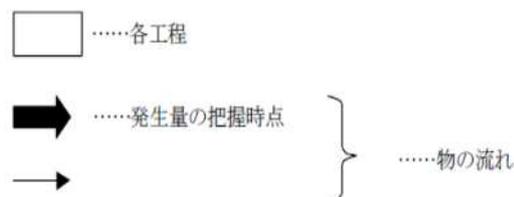
その脱水・乾燥工程の後の重量とする。

② **同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合**

その脱水・乾燥工程の前の重量とする。
 例えばその脱水・乾燥施設が、廃棄物処理法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設の場合はこれにあたる。
 その施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、その施設の目的に照らして判断する。

③ **事業場施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合**

その発生時点での重量とする。



*廃棄物の処理としての脱水工程

